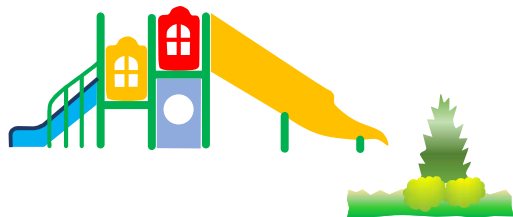
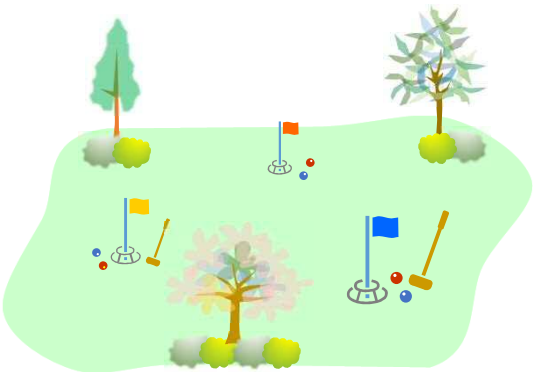


海老名市公園等整備・運営の指針 — 概要版 —

— 目次 —

第1章 海老名市公園等整備・運営の指針の概要	・ ・ ・ ・ ・	p 2
1 策定の背景と目的		
2 指針の位置付け		
第2章 海老名市の人口推移と公園等の状況	・ ・ ・ ・ ・	p 3, 4
1 人口の推移		
2 公園等の状況		
第3章 緑の基本計画の実現に向けた取り組み	・ ・ ・ ・ ・	p 5
1 公園等整備・運営の基本方針		
2 公園等整備・運営の施策		
第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策	・ ・ ・ ・ ・	p 6～12
1 新規公園の整備		
2 公園等の再整備		
3 公園等の管理・運営		
第5章 公園等整備・運営の検討	・ ・ ・ ・ ・	p 13～20
1 新規公園等の整備		
2 公園等の再整備		
第6章 指針の運用と見直し	・ ・ ・ ・ ・	p 21



令和3年7月

海老名市 まちづくり部 都市施設公園課

第1章 海老名市公園等整備・運営の指針の概要

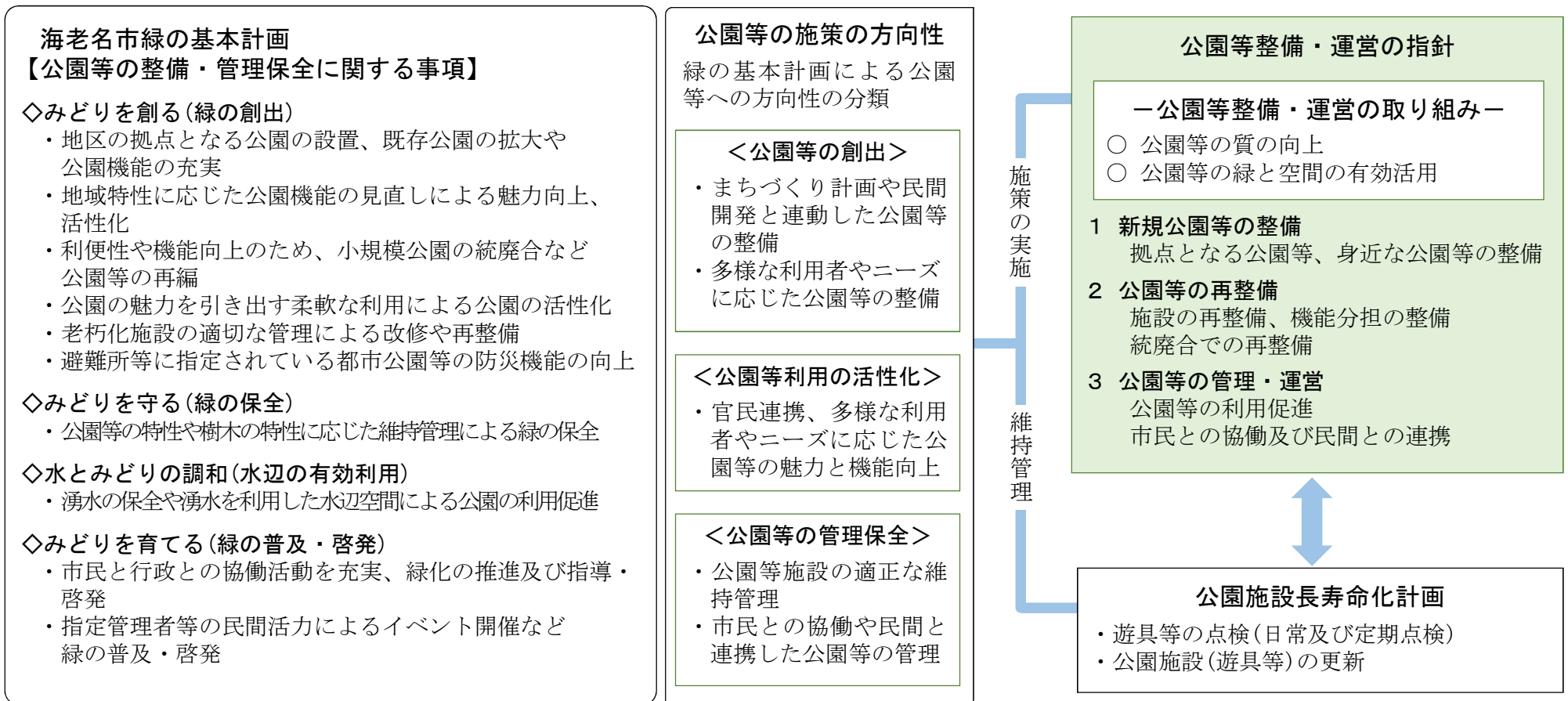
1 策定の背景と目的

本市は、交通利便性が良く、海老名駅周辺のまちづくり等により人口は増加傾向の状況となっています。しかし、令和7年(2025年)頃にピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれています。また、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化や都市施設の維持コストの増大など社会情勢は変化しています。

このような状況の中、都市公園と公共施設緑地（以下「公園等」という。）について、今後の整備や維持管理に関する事業を効率的・効果的に推進していくため「海老名市公園等整備・運営の指針」を定めます。

2 公園等整備・運営の指針の位置付け

本指針は「海老名市緑の基本計画」で定めた基本方針のうち「公園等の整備・管理保全に関する事項」について、実現に向けた整備や運営の方針を整理し「公園等整備・運営の取り組み」に関する具体的な方策などを示すものとします。



第2章 海老名市の人口推移・公園等の状況

1 海老名市の人口推移

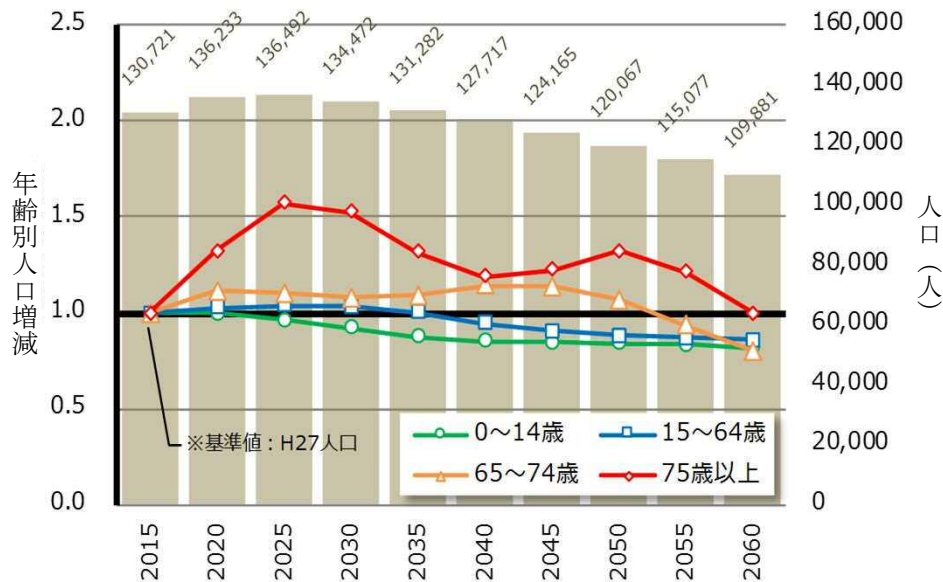
海老名市人口ビジョンでは、令和5(2023)年の人口136,752人をピークに人口減少に転じると予測されており、令和42(2060)年時点では約11万人と、基準年とした平成27(2015)年より約15%の人口減少となると推計されています。

また、令和22(2040)年では、高齢者の占める割合が26.5%を占めており、特に後期高齢者が基準年より1.2倍程度まで増加するとされています。

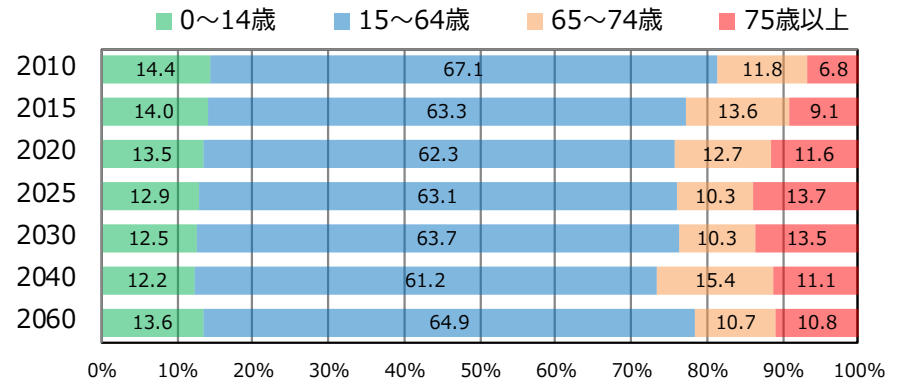
海老名市人口ビジョンの地域別では、海老名駅に隣接する海西地域(下今泉、扇町、泉、めぐみ町、上郷、河原口、さつき町、中新田)、国分地域(国分北、国分南、望地、中央、勝瀬)は、将来的にも増加・ほぼ横ばいの傾向で、その他の地域は、減少傾向にあると示されています。

特に早期に大規模開発が進んだ国分寺台等の住宅団地では、大きく減少すると予想されています。

図：人口推移 ～海老名市人口ビジョン



図：年齢構成 ～海老名市人口ビジョン

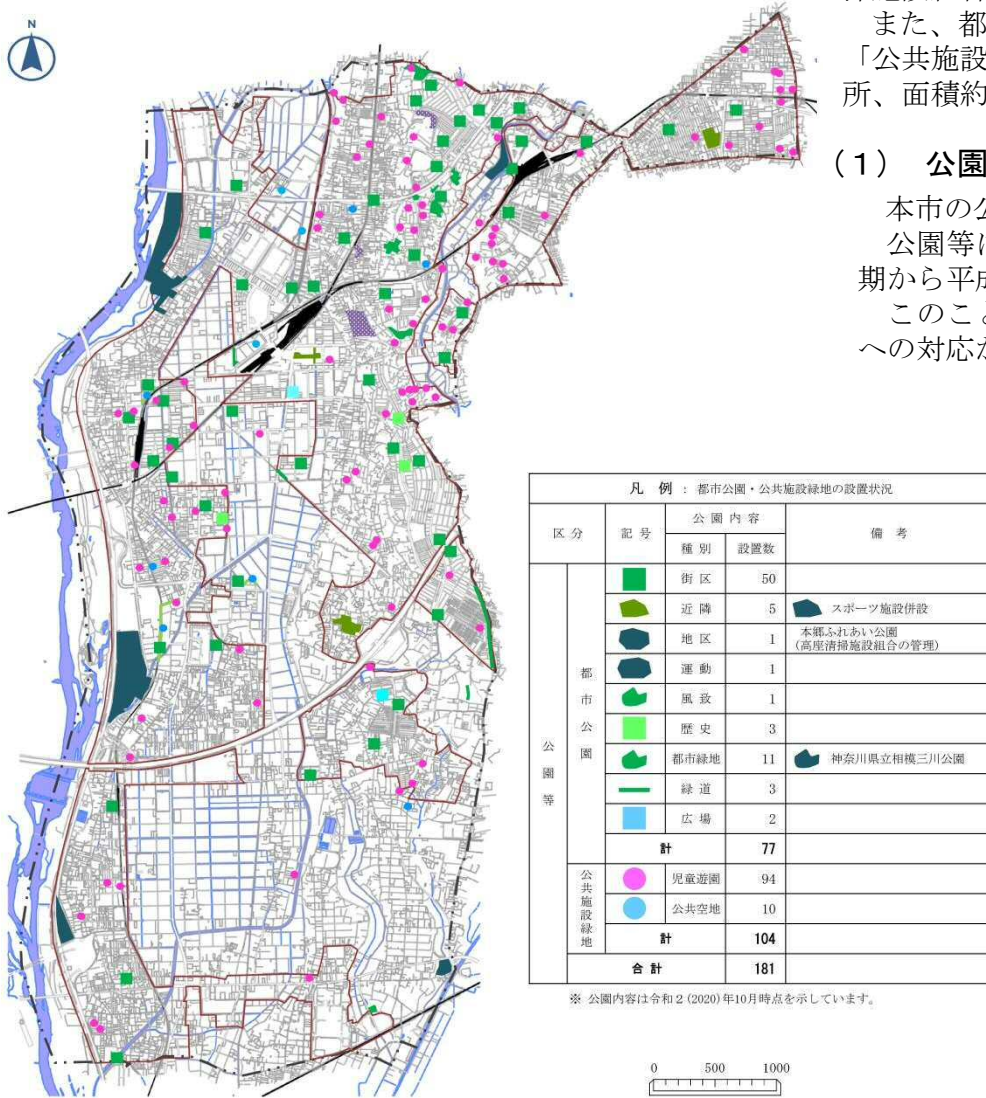


- ・2025年に、後期高齢者の占める割合が最も多くなります。
- ・年少人口、生産年齢人口は、横ばいの状態から減少していきます。
- ・年少人口、生産年齢人口は、高齢者の減少に合わせて割合が高くなります。

第2章 海老名市の人口推移・公園等の状況

2 公園等の状況 [令和2(2020年)10月時点]

図：都市公園、公共施設緑地の設置状況

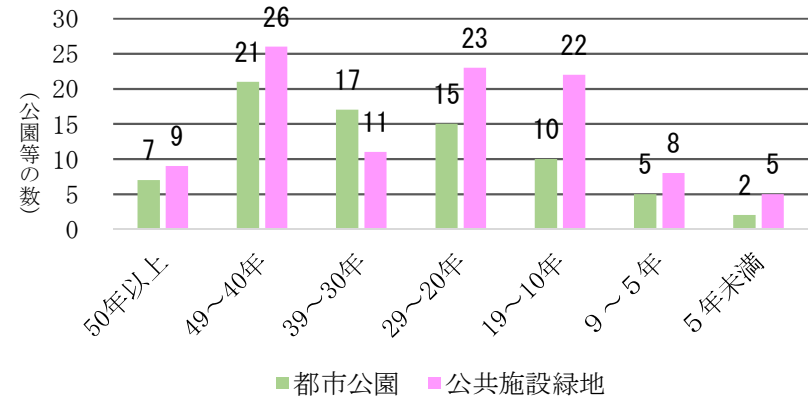


本市では、都市公園を77か所、面積約629,000㎡（神奈川県立相模三川公園、高座清掃施設組合所管の本郷ふれあい公園を含む）が整備されています。
また、都市公園以外の施設として宅地開発等で設置された面積1,000㎡未満のものを「公共施設緑地（児童遊園、公共空地）」として位置付け、その状況は、設置数104か所、面積約52,000㎡となっています。

(1) 公園等の維持管理期間

本市の公園等は、宅地開発等によって設置されたものが大多数な状況です。
公園等は、昭和47年（1972年）から10年間に設置されたものが最も多く、昭和の終期から平成時代でも設置されています。
このことから、30年以上の施設が半数を占め、老朽化が進み、地域や利用者ニーズへの対応が求められます。

図：公園等維持管理期間の状況



(2) 公園等の維持管理費用

本市が維持管理している公園等は、179か所であり、教育施設では史跡の相模国分寺・尼寺跡、秋葉山古墳群等となっています。

維持管理費用は、指定管理料(体育施設を除く公園広場部分)電気水道料、修繕費、樹木剪定及び清掃等の委託費、公園敷地等の使用料・借地料、遊具及びフェンス、照明灯等の更新工事費などです。

その額は約**2億4,460万円/年**となっています。

(※費用は、2017年度～2019年度の3か年平均です。)

第3章 緑の基本計画の実現に向けた取り組み

1 公園等整備・運営の基本方針

公園等整備・運営の取り組みは、緑の基本計画、まちづくり計画の将来像及び基本方針、公園等に関する市民の意識を踏まえて「公園等の向上、公園等の緑と空間の有効活用」を基本とします。

2 公園等整備・運営の施策

施策の観点は、緑の基本計画による公園等の施策の方向性に関する取り組みに、これからの公園等で着目する事項を考慮した「視点及び推進方策」とします。各公園等の取り組み施策は、視点と推進方策による検討を行い事業の展開を図ります。



第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策

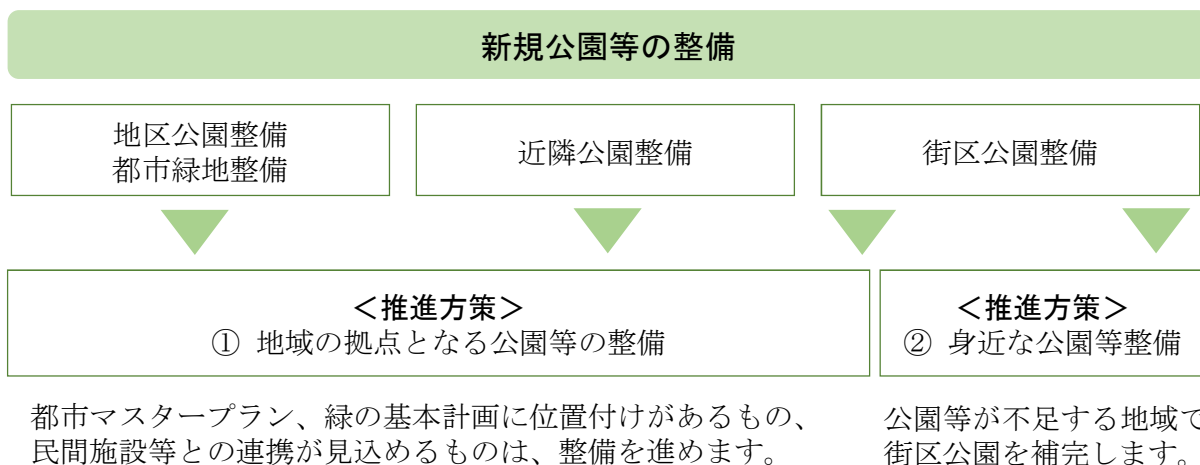
1 新規公園等の整備

新規公園等の整備は、実現に向けた計画的な進捗や可能性を考察したうえで、優先順位を定めるものとします。また、整備にあたっては、防災機能、地域の実情やニーズに応じた規模、内容で実施します。

(1) 新規公園等の整備 <視点>

- 新規公園等の整備は、基本的に都市マスタープラン、緑の基本計画、都市計画決定等の位置付けがあるものを計画的に整備を推進します。
- 公園等の未整備地域では、市街化区域に隣接する市街化調整区域においても公共空間の整備を進めます。
- 学校、地域交流施設や民間施設との連携等による効果が見込めるもの、土地区画整理や民間開発と協働が図られるものについては、整備を推進します。
- 公園等の整備にあたっては、公共未利用地の活用、防災機能の充実、地域の実情及びニーズに応じた規模、内容による整備を推進します。

図：地区公園・近隣公園の整備イメージ
<推進方策> ① 地域の拠点となる公園等の整備



- ・新規の地区公園及び近隣公園の整備では、民間施設等の連携により公園施設の配置を考慮した整備を進めます。

第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策

(2) 新規公園等の整備 <推進方策>

① 地域の拠点となる公園等の整備

- 新規公園等の整備にあたっては、公園等に隣接する施設等の地域資源を活かした複合機能と連携した利活用を検討し、整備を進めます。
- 地区公園、近隣公園の整備は、地域の拠点として魅力ある公園となるように多様な機能を考慮した公園施設の整備を行います。
 - ① 広場機能：多目的広場などの運動施設 等
 - ② レクリエーション機能：大型遊具や健康遊具の施設 等
 - ③ 緑化機能：四季を彩る植栽 等
 - ④ 防災機能：避難場所、復旧活動の場 等
- 広く市民に利用される目的がある場合には、駐車場施設を適正な規模で公園内や隣接地での整備を進めます。
- 地域防災計画に位置付けがある公園等及び位置付け予定の公園等は、広場機能、防災倉庫などの防災施設の計画的な整備を行います。
- 街区公園の整備は「広場、遊具、植栽」を備えられる面積1,000㎡以上の整備を進めます。また、周辺の土地利用や地域や利用者ニーズの変化に伴い、適正な区域や規模及び公園施設を考慮して整備を行います。

② 身近な公園等(児童遊園・公共空地)の整備

- 身近な公園等の整備では、公園等が不足し、かつ必要性が高く、地域からの要望の高い地域において、原則として用地提供（借地を含む）、未利用の公共用地がある場合に整備を行います。
- 公園等が不足している地域では、代替施設（広場等の公共空地、学校グラウンド等）で機能を補完できる場合には、代替施設により公園機能を補完します。
- 身近な公園等の整備は、維持管理に地域住民による主体的な参加が見込まれる場合に検討し整備を行います。
- 身近な公園等の面積は、柔軟な利用を可能とする広場機能より、公共空間機能を発揮させるため、基本として200㎡以上を確保する整備を行います。

図：街区公園の整備イメージ

<推進方策> ① 地域の拠点となる公園等の整備

- ・新規の街区公園の整備では「広場、遊具、植栽」を地域や利用者ニーズの変化に対応できるように各施設の配置を考慮します。



- ・公園等の維持管理にあたり周辺住民の主体的な参加が見込める整備を進めます。

図：身近な公園等(児童遊園・公共空地)の整備イメージ

<推進方策> ② 身近な公園等の整備



- ・身近な公園等の整備は、公園等が不足する地域で街区公園を補完します。

第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策

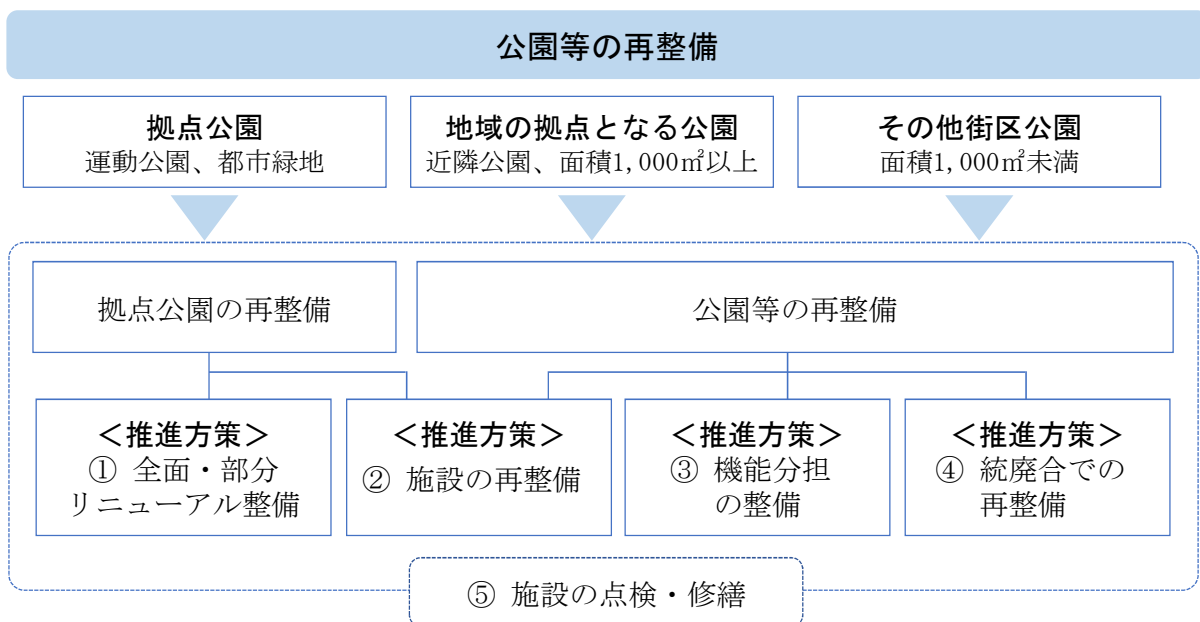
2 公園等の再整備

公園等の再整備は「公園等の質の向上、公園等の緑と空間の有効活用」を基本に公園等の将来像を考察したうえで、効果・効率的な整備を進めます。

また、再整備にあたっては、防災機能や地域の実情及びニーズに応じた規模、内容などにより公園等の魅力を向上させ、地域や官民連携による維持管理の仕組みづくりを進めていきます。

(1) 公園等の再整備 <視点>

- 公園等のストックを活かし、防災や市民の多様なニーズなどに対応した計画的な公園等の再整備により魅力の向上を推進します。
- 公園等の再整備を行う場合は、施設の利用状況やニーズに応じた適切な種類・規模となる施設の見直しを進めます。施設の見直しを行う場合は、持続可能な施設、総量などを考慮した見直しを図ります。
- 地域交流施設や民間施設との連携等による効果が見込めるもの、民間開発と協働が図られるものについては、再整備を推進します。
- 公園等の施設は、再整備に合わせ「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設の更新を図ります。
- 公園等の再整備では、官民連携による効果・効率的な整備を図るとともに、地域や官民連携による公園管理・運営の仕組みづくりも進めます。



◇拠点公園の再整備は、全面または部分的なりニューアル整備、施設の再整備を検討します。

◇地域の拠点となる公園、その他街区公園の再整備は、施設の再整備、機能分担の整備、統廃合での再整備を検討します。

◇拠点公園及び公園等の再整備は「公園施設長寿命化計画」に基づく点検・修繕による管理を進めて、地域や利用者ニーズに応じた公園機能の見直し、民間事業者との連携などにより、計画的な公園等施設の更新を行い、魅力を向上します。

第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策

(2) 公園等の再整備 <推進方策：2-1>

① リニューアル整備、② 施設の再整備

- リニューアル整備では、開設時期が古い公園や遊具等の施設の老朽化が進んでいる公園等を優先とし、全体的、部分的な対応を検討して整備を行います。
- 地域の拠点となる公園及び街区公園等は、公園機能の再生などにより魅力を向上するため、必要に応じて遊具や運動施設等の整備、またはリニューアル整備を行います。
- 施設の再整備では、公園機能を地域や利用者ニーズに応じたものになるよう遊具や植栽などを検討し、公園の安全性、賑わい及び活力を向上させます。
- 自然や歴史、文化財といった地域資源がある場合は、その特性を活かし調和を図ります。

③ 機能分担の整備

- 近隣公園、街区公園を「地域の拠点となる公園」「機能特化公園」により、機能分担を行い効果的な整備を進めます。
- 再整備では、施設の老朽化状況、地域や利用者ニーズの変化等を勘案し、機能の分担が必要と判断される場合には、ニーズに応じた適切な再整備を行います。
- 機能分担の整備では、公園等の利活用や維持管理などにおいて、地域との協働による取り組みが行えるように進めます。
- 地域の拠点となる公園（1,000㎡以上の近隣公園、街区公園）の再整備では、地域や利用者ニーズに対応した多面的な機能を整備します。
- 小規模な公園は、効果的な利用を生み出すため、機能を絞り込んだ特定の利用を目的とする「機能特化公園」として「地域の拠点となる公園」と機能を分担し、遊具に頼らない整備を進めます。

図：公園等の再整備イメージ
<推進方策> ① リニューアル ② 施設の再整備
③ 機能分担の整備

機能分担の整備
（実施前）



- ・近隣公園、街区公園は、機能分担を行い効果的な整備を進めます。
- ・小規模な公園は、機能を絞り込んだ特定の利用を目的とする「機能特化公園」として遊具に頼らない整備を進めます。

リニューアル、
機能分担の整備

機能分担の整備
（実施後）



第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策

(2) 公園等の再整備 <推進方策：2-2>

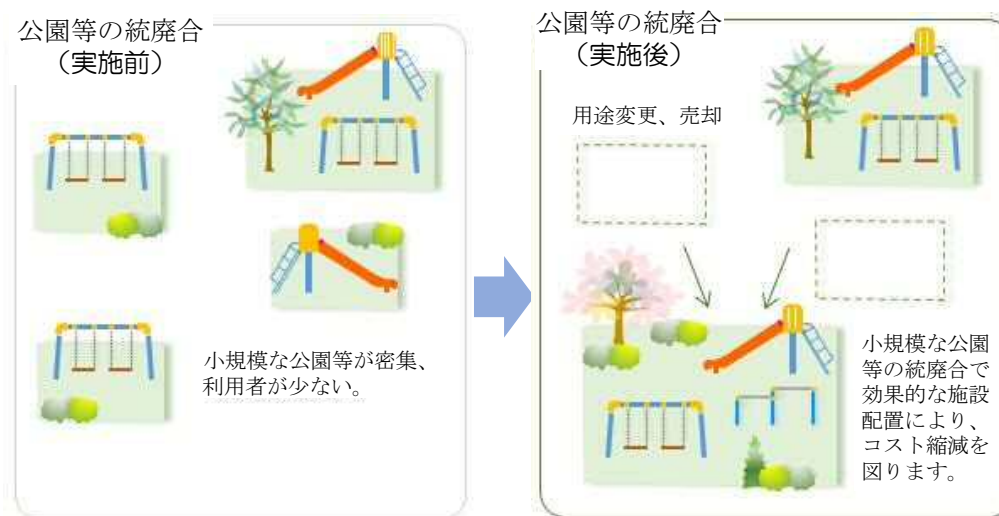
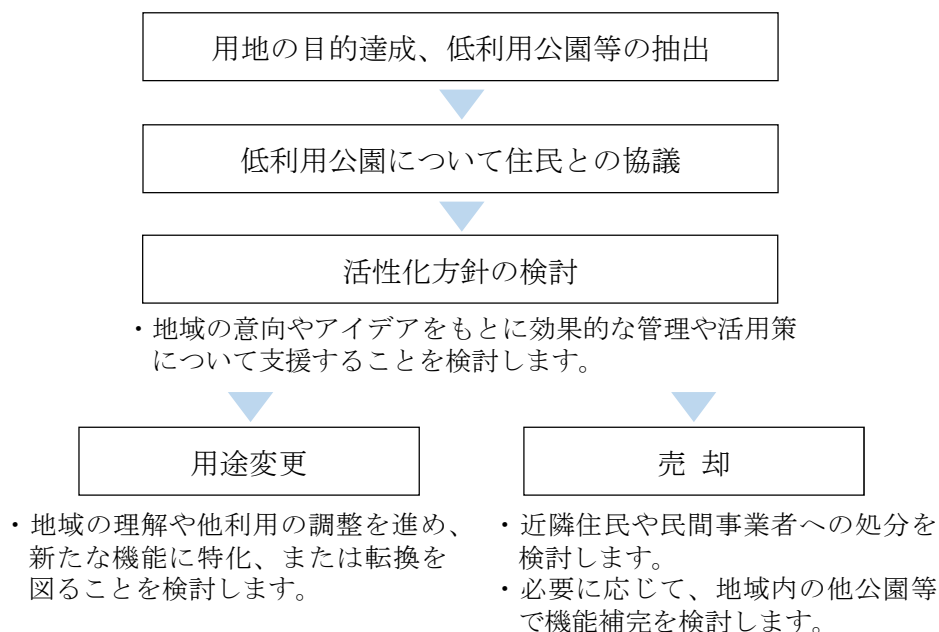
④ 統廃合での再整備

- 公園等では、用地取得の当初目的を達成したもの、機能や利用の状況など、総合的に評価したのち土地利用転換を含めた整理の検討を進めます。
- 小規模な公園等が密集する地域では、機能の向上やコストダウン等が大きく、まちづくりにも寄与するケースなど、効果が見込める場合は、公園等の統廃合を検討し、地域住民との協議を進めます。
- 公園等の土地利用転換、統廃合にあたっては、周辺住民の理解を図り、用途変更や売却を進めて公園事業費を捻出するとともに、機能性の高い公園等を検討して整備を進めます。

⑤ 施設の点検・修繕

- 公園等の施設は、劣化状況や繁茂した樹木の状況などを踏まえ、ライフサイクルコスト、安全性を考慮して必要な更新や保全を行います。
- 公園等の施設は、代替施設等の配置や地域間のバランスを考慮して、総量と配置を適正化し、地域や利用者ニーズに応じた公園づくりを進めます。
- トイレや休憩施設（パーゴラ、四阿等）については、施設の利用状況に応じて更新時や機能分担整備時などにおいて、規模などの見直しを進めます。
- 公園等の樹木が覆い茂り、安全性や快適性が損なわれている場合は、計画的な植栽更新と公園等の再整備を捉えて安全性と快適性の確保を図ります。
- 遊具等の施設は、長寿命化計画に基づく定期的な施設点検により、老朽化による劣化状況の改善や安全基準への適合など、適切な修繕・更新を進めます。

図：公園等の再整備、統廃合イメージ
公園等の統廃合の進め方



第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策

3 公園等の管理・運営

これからの公園等では、市民等、民間事業者、行政の官民連携により、公園等のポテンシャルを活かし、社会情勢の変化に応じた新たな利活用を検討し、都市の緑とオープンスペースを柔軟に利用する公園運営を進めていきます。

(1) 公園等の管理・運営 <視点>

- 地域の賑わいや公園等の魅力向上につながる催し、公園利用の方法等では、都市公園条例等の柔軟な対応を検討し、公園等の利用を促進します。
- 公園等での景観を楽しむ四季を彩る花木、歴史や文化の資源などの地域資源を活用し、自然と親しみ、歴史・文化に触れる機会を創出します。
- 公園等利活用の幅を広げ、魅力的なサービスを提供するため、民間のノウハウと活力を導入する取り組みを推進します。
- 公園等を安全・安心に利用できるよう地域や市民団体等と連携した公園等の維持管理の仕組みづくりを進めるとともに、公園施設長寿命化計画に基づく点検、更新を実施しつつ、安心して利用できる維持管理を進めます。

(2) 公園等の管理・運営 <推進方策>

① 賑わいや交流の場としての利用促進

- 市民やNPO法人等の市民団体、商店街、地元企業などが企画する公益性の高い交流活動、文化振興などの多様な活動については、公園等での賑わいや交流の促進、利用の多様化を推進するため、都市公園条例等の取り扱いを柔軟に対応することにより、積極的な受け入れを図ります。

② 魅力的なサービスの提供

- 施設設置管理許可制度やPark-PFI(公募設置管理協定制)などを活用し、市民の様々なニーズに応じた魅力的な利便施設等の導入を図ります。
 - ① 物販サービス：
カフェ、自動販売機、売店等の飲食等
 - ② スポーツ利用：
ランニング、ウォーキング、球技等
 - ③ 利用サービス：
バーベキュー、デイキャンプ等
- 安全・快適な駐車場サービスを提供するため、立地特性や受益者負担の視点に立ったサービス提供、駐車場管理の民間導入を進め、利用者が安全・快適に駐車場を利用できる環境構築に取り組みます。

③ 地域や民間事業者との連携による管理

- 公園等の特徴を活かし、地域が主体となる公園等利活用の活発化に向けて、地域と市が協働し、地域による自主的な管理体制の構築に取り組みます。
- 公園等利用者ニーズに応じたサービスを提供できる魅力的な利便施設を備えるよう民間事業者の活力を導入する指定管理者制度、PPP/PFI、Park-PFIなどの取り組みを進めます。
- 開発事業等による公園等の施設は、維持管理の少ない施設整備を進めます。

第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策

◇ 新規公園等の整備及び公園等の再整備にあたっては、整備の視点及び推進方策に示した事項により、検討を行うとともに、維持・運営に関しても検討を行ったうえで、整備に取り組むものとします。

新規公園等の整備：検討事項

項目		検討内容		
まちづくり計画（都市マスタープラン、緑の基本計画）の位置付け		有	無	
都市計画決定の位置付け		有	可能	無
公園等の未整備地域		有	無	
市街化区域との直線距離(利用範囲)		市街化区域内	250m以内	500m以内
学校、地域交流施設等との連携		有	将来可	無
土地区画整理や民間開発との連携		有	将来可	無
防災機能の整備・充実		有	予定有	無
多様なニーズ、地域特性への対応		有	無	
土地形状、施設整備費の課題		無	一部有	有
新規整備	公園面積(他施設、他事業の連携を含む)	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上
	公共未利用地地域の用地提供(借地可)	有	無	
	身近な公園等(児童遊園・公共空地)の面積	500㎡以上	200㎡以上	200㎡未満

公園等の管理・運営：検討事項

項目		検討内容		
市民及び市民団体等との利用促進		有	将来可	無
地域及び民間施設との連携		有	将来可	無
地域住民の主体的な維持管理		有	一部有	無
官民連携による管理・運営の仕組み		有	将来可	無

公園等の再整備：検討事項

項目		検討内容		
多様なニーズ、防災等の対応で魅力向上		有	無	
公園等施設の見直しによる機能向上		有	無	
公園施設長寿命化計画の施設更新		有	無	
防災機能の整備・充実		有	予定有	無
土地形状、施設整備費の課題		無	一部有	有
再整備	施設老朽化で再整備が必須	有	5年以内	無
	地域や利用者ニーズに応じた再整備	有	5年以内	無
	民間連携による施設の新設・更新	有	5年以内	無
機能分担	地域の拠点、機能特化で活性化	有	5年以内	無
	地域の拠点となる公園面積	2,000㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上
	機能を特化する公園面積	500㎡以上	300㎡以上	100㎡以上
統廃合	用地の成り立ち目的を達成	有	無	
	公園等が密集し利用圏域が重複	70%以上	50%以上	30%未満
点検修繕	遊具等の更新(公園面積)	1,000㎡以上	500㎡以上	500㎡未満
	トイレ、休憩施設の利用状況	多い	普通	少ない
	樹木管理での安全、快適性の確保	良	可	不可

第5章 公園等整備・運営の検討 : 1 新規公園等の整備

図：緑の基本計画（緑の将来像のイメージ）



1 新規公園等の整備

検討の対象は、歴史や文化財の地域資源の活用、防災機能の充実など、今後都市公園として位置付け公園整備を推進する6箇所とします。

表：新規公園等の整備：検討と取り組み(案)

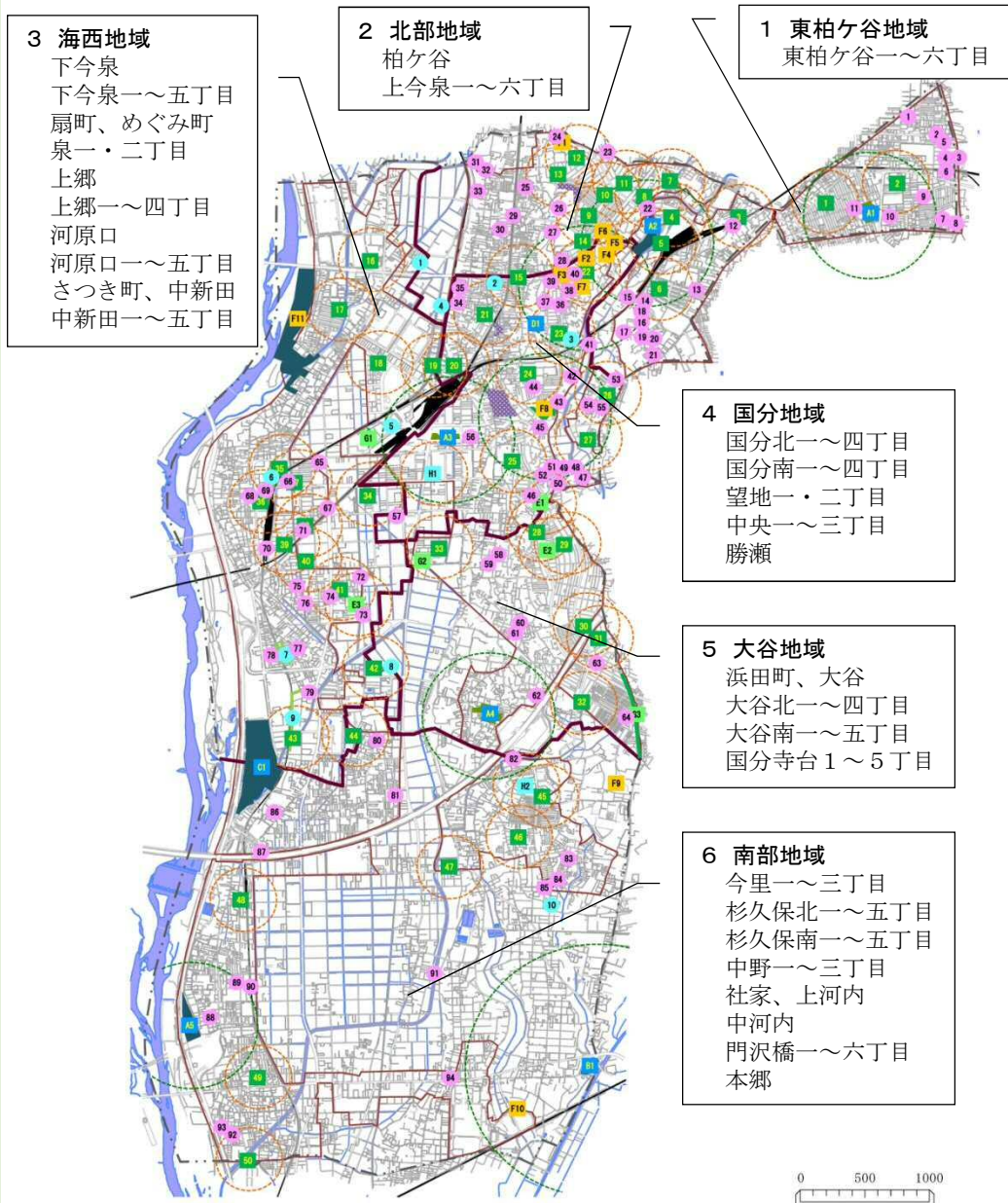
種別	名称 [予定面積：㎡]	評価	主な目的		取り組み(案)の概要
			防災機能	資源活用	
歴史	史跡 秋葉山古墳群 [9,900㎡]	A		○	史跡及び自然環境の活用 (市街化区域)
〃	史跡 相模国分尼寺跡 [6,600㎡]	A	○	○	史跡、広場の活用及び防災機能の充実 (市街化区域)
〃	史跡 相模国分寺跡 [29,600㎡]	A	○	○	史跡、広場の活用及び防災機能の充実 (市街化区域)
地区	仮称) 中部地区公園 [40,000㎡]	A	○		地域及び防災拠点の機能充実 (市街化調整区域)
近隣	仮称) 中新田近隣公園 [20,000㎡]	A	○		地域及び防災拠点の機能充実 (市街化編入一般保留区域)
地区	仮称) 大谷杉久保公園 [50,000㎡]	A	○		地域及び防災拠点の機能充実 (市街化調整区域)

2 取り組み(案)

- 史跡の秋葉山古墳群、相模国分尼寺跡及び相模国分寺跡は、文化財資源、自然環境を活かし、都市公園への位置付けを進めていきます。
- 仮称) 中部地区公園及び中新田近隣公園は、市街化編入一般保留区域の土地区画整理や民間開発等の進捗状況にあわせて、地域の活動や防災などの拠点となる公園整備を進捗させていきます。
- 仮称) 大谷杉久保公園は、地域の活動や防災機能を備えた拠点となる公園整備に向けて、地域との協議、隣接する東名高速道路海老名サービスエリアとの連携協議など、事業化への取り組みを進めていきます。

第5章 公園等整備・運営の検討：2 公園等の再整備

図：6地域の区分



2 公園等の再整備

公園等の再整備に関する検討は、地域別の人口（海老名市人口ビジョン）とあわせた6地域に分けて行います。

表：6地域の公園等面積、人口

地域	都市公園 (A)		公共施設緑地 (B)		A + B		人口(人) <2020年 10月>
	設置数	面積 (m ²)	設置数	面積 (m ²)	設置数	面積 (m ²)	
1 東柏ヶ谷	3	22,276	11	4,801	14	27,077	14,570
2 北部	15	66,782	22	7,173	37	73,955	20,911
3 海西	18	170,074	22	14,486	40	184,560	29,687
4 国分	19	76,883	26	11,721	45	88,604	25,936
5 大谷	9	42,961	7	2,766	16	45,727	16,152
6 南部	13	249,965	16	11,133	29	261,098	28,324
計	77	628,941	104	52,080	181	681,021	135,580

(1) 公園等再整備の検討

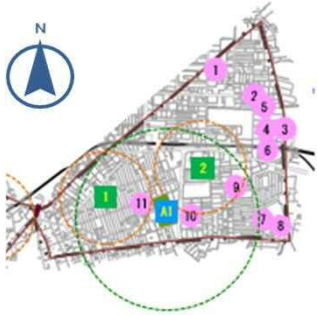
現在の公園等は、①計画・面積・自然環境、②防災・防火機能、③公園等の施設、④利用(団体・幼児・小中学校・一般等)、⑤維持管理の5区分の項目について考察します。

現状を把握するため総合と5項目において評価し、A～Dの4つに区分して、今後の整備等において公園機能に着目するものを浮き彫りにしています。

各公園等における取り組み(案)は、評価と防災機能、配置状況などを考慮して定めていきます。

第5章 公園等整備・運営の検討 1) 東柏ケ谷地域

1) 東柏ケ谷地域



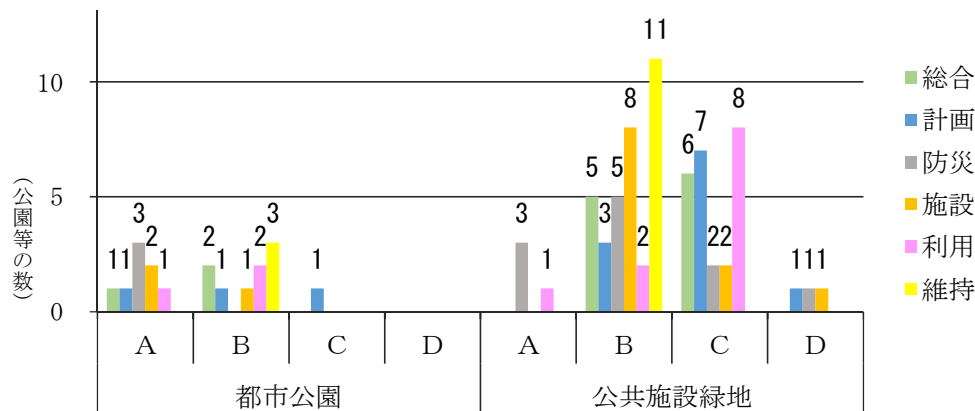
(1) 現状と評価

- 都市公園は、3か所で面積22,276㎡、公共施設緑地は、11か所で面積4,801㎡の状況になっています。
- 街区公園と近隣公園の3か所は、地域防災計画の一時避難場所や広域避難場所などに指定され、保育園及び幼稚園などに利用されています。また、児童遊園の11か所も保育園及び幼稚園などに利用されています。
- 東柏ケ谷地域は、都市公園が少ないことから、児童遊園11か所のうち、児童遊園8か所は、一時避難場所に指定されています。また、児童遊園6か所では、防火水槽が設置されているなど、地域の防災機能を担っています。
- 街区公園及び近隣公園、児童遊園の草刈りや清掃は、自治会や市民団体により定期的に行われています。

(2) 取り組み(案)

- 街区公園2か所と近隣公園1か所の3か所は、施設長寿命化を計画的に実施するとともに、樹木などの維持管理を適正に進めていきます。
- 都市公園の利用圏域外にある児童遊園の8か所は、街区公園の補完施設として防災機能を拡充し、利用者ニーズに対応した遊具等公園施設の更新を進めていきます。
- 都市公園がない相模鉄道本線北側では、地域の年齢構成等を踏まえながら、遊具の種類や地域の防災機能の集約化などにより、児童遊園の2か所を都市公園に位置付けるように進めていきます。
- 面積が小さな児童遊園7か所では、利用圏域が重複する箇所との機能を見直して、機能の分担を進めていきます。
- 近隣公園の利用圏域内にある児童遊園の1か所は、地域防災計画の位置付けがなく小面積で、利用が限定されていることから、機能分担や統廃合を含めた公園機能の見直し検討を進めていきます。

図：東柏ケ谷地域の評価グラフ



表：東柏ケ谷地域の取り組み(案)

種別	設置数	再整備の取り組み(案)				
		計	リニューアル整備	施設の再整備	機能の分担	統廃合の検討
都市公園	街区公園	2	2		2	
	近隣公園	1	1		1	
	小計	3	3		3	
公共施設緑地	児童遊園	11	12		3	8
	小計	11	12		3	8
計	14	15		6	8	

取り組み(案)の計は、1施設で複数の取り組みがあるため公園数と一致していません。

第5章 公園等整備・運営の検討 2) 北部地域

2) 北部地域



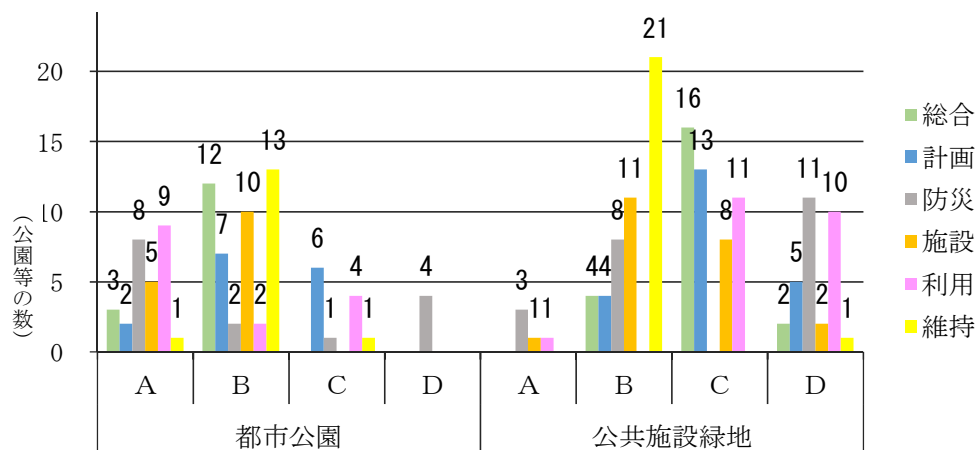
(1) 現状と評価

- 都市公園は、15か所で面積66,782㎡、公共施設緑地は、22か所で面積7,173㎡の状況になっています。
- 街区公園9か所と近隣公園の計10か所は、地域防災計画の一時避難場所や広域避難場所などに指定され、防災機能を有しています。
- 児童遊園の防災機能では、児童遊園8か所が一時避難場所に指定され、児童遊園の4か所では雨水調整施設が設置されています。
- 児童遊園は、全般的に利用が少なく、児童遊園7か所は、面積が小さく僅かな利用になっています。児童遊園の14か所では、保育園及び幼稚園などに利用されています。親水施設がある児童遊園1か所は、利用がやや多い状況となっています。
- 街区、近隣公園と児童遊園の草刈りや清掃は、自治会や市民団体により定期的に行われています。街区公園1か所と児童遊園1か所の2か所では、シルバー人材により維持管理されています。

(2) 取り組み(案)

- 街区公園13か所と近隣公園1か所の14か所は、施設長寿命化を計画的に実施するとともに、樹木などの維持管理を適正に進めていきます。
- 都市公園の利用圏域外にある児童遊園5か所は、街区公園の補完施設として防災機能を拡充し、利用者ニーズに対応した遊具等公園施設の更新を進めていきます。
- 児童遊園7か所は、柏ヶ谷土地区画整理促進区域内に位置し、地域防災計画の位置付けがなく、小面積で利用が限定されていることから、都市公園の整備による集約化を図り、統廃合の検討を進めていきます。

図：北部地域の評価グラフ



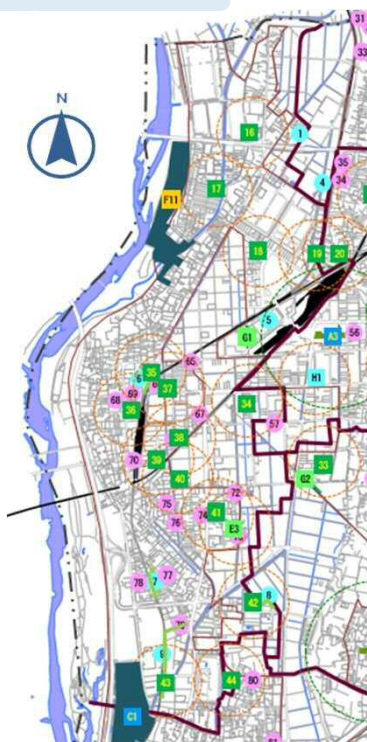
表：北部地域の取り組み(案)

種別	設置数	再整備の取り組み(案)				
		計	リニューアル整備	施設の再整備	機能の分担	統廃合の検討
都市公園	街区公園	13	13	12	1	
	近隣公園	1	1	1		
	都市緑地	1	1		1	
	小計	15	15	13	2	
公共施設緑地	児童遊園	22	23	8	8	7
	小計	22	23	8	8	7
計	37	38	21	10	7	

取り組み(案)の計は、1施設で複数の取り組みがあるため公園数と一致していません。

第5章 公園等整備・運営の検討 3) 海西地域

3) 海西地域



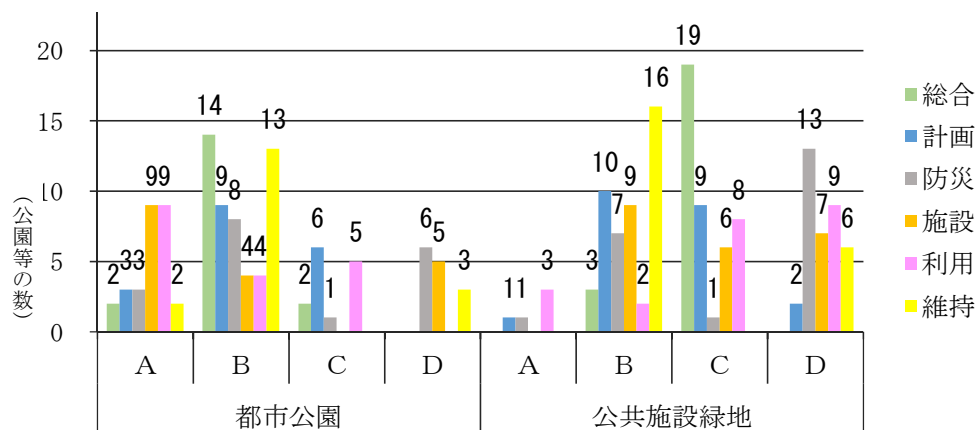
(1) 現状と評価

- 都市公園は、18か所で面積170,074㎡、公共施設緑地は、22か所で面積14,486㎡の状況になっています。
- 街区公園10か所は、地域防災計画の一時避難場所に指定され、防災機能を有しています。
- 児童遊園は、7か所が一時避難場所に指定されています。利用は全般的に少ない状況になっていますが、7か所で保育園及び幼稚園などに利用され、2か所では、学童施設に利用されています。
- 街区、近隣公園と児童遊園の草刈りや清掃は、自治会や市民団体により定期的に行われています。街区公園3か所と児童遊園1か所、公共空地10か所では、シルバー人材により維持管理されています。

(2) 取り組み(案)

- 街区公園12か所は、施設長寿命化を計画的に実施するとともに、樹木などの維持管理を適正に進めていきます。
- 市街化に向けた一般保留区域内に位置する街区公園2か所は、市街化区域編入を見据えて、リニューアル整備の機能拡充、統廃合を含めた見直し検討を進めていきます。
- 歴史公園1か所は、文化財と静寂な環境の保全を進めていきます。
- 児童遊園1か所は、街区公園の利用圏域内にあり、地域防災計画の位置付けがなく小面積で利用が限定されていることから、機能分担や統廃合を含めた公園機能の見直し検討を進めていきます。
- 公共空地2か所は、広場利用を重点とする機能分担を進め、5か所は、住環境保全の緩衝緑地であることから、この機能を保全していきます。

図：海西地域の評価グラフ



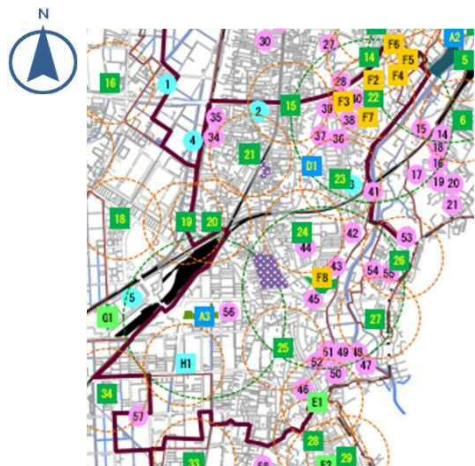
表：海西地域の取り組み(案)

種別	設置数	再整備の取り組み(案)					
		計	リニューアル整備	施設の再整備	機能の分担	統廃合の検討	
都市公園	街区公園	14	16	2	12	2	
	歴史公園	1	1		1		
	都市緑地	1	—	—	—	—	
	緑道	2	2		2		
小計	18	19	2	14	1	2	
公共施設緑地	児童遊園	15	16		7	8	1
	公共空地	7	7			7	
	小計	22	23		7	15	1
計	40	42	2	21	16	3	

取り組み(案)の計は、1施設で複数の取り組みがあるため公園数と一致していません。都市緑地は、神奈川県立相模三川公園のため取り組み対象から除いています。

第5章 公園等整備・運営の検討 4) 国分地域

4) 国分地域



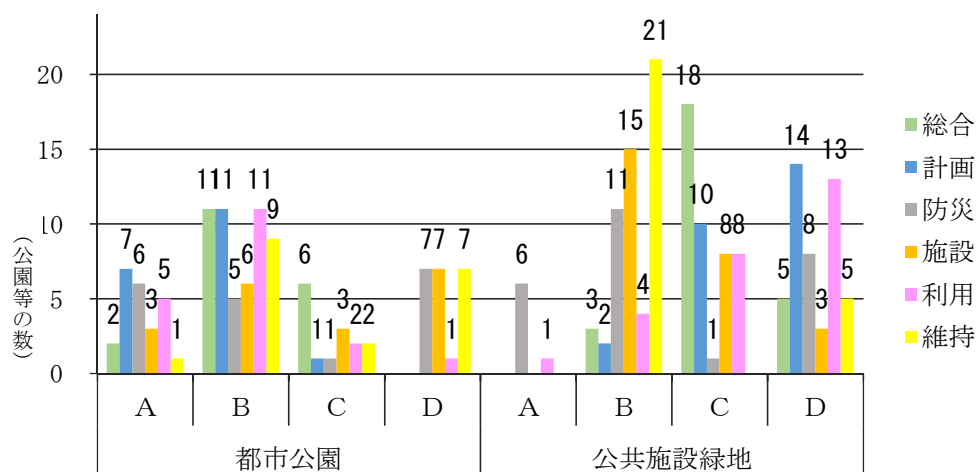
(1) 現状と評価

- 都市公園は、19か所で面積76,883㎡、公共施設緑地は、26か所で面積11,721㎡の状況になっています。
- 街区公園8か所は、等間隔に位置し、利用圏域が地域の大部分を網羅しています。7か所では、地域防災計画の一時避難場所に指定され、防災機能を有しています。
- 多くの児童遊園は、都市公園の利用圏域内に位置し、一部の施設では、児童遊園が近接したところにあり、立地に沿った機能の分担など見直しを行う必要があります。
- 児童遊園は、16か所が一時避難場所に指定されています。利用は全般的に少ない状況になっていますが、10か所で保育園及び幼稚園などに利用され、2か所が学童施設に利用されています。
- 街区公園と児童遊園の草刈りや清掃は、自治会や市民団体により定期的に行われ、児童遊園の2か所は、シルバー人材が行っています。

(2) 取り組み(案)

- 街区公園8か所と近隣公園1か所は、施設長寿命化を計画的に実施するとともに、樹木などの維持管理を適正に進めていきます。歴史公園1か所は、文化財と静寂な環境の保全を進めていきます。
- 広場公園1か所と児童遊園1か所の2か所は、市街化に向けた一般保留区域に隣接していることから、市街化区域編入による新規公園の整備を見据えて統廃合の検討を進めていきます。
- 児童遊園の7か所は、地域防災計画の位置付けがなく小面積で利用が限定されていることから、街区公園や近接する児童遊園との機能分担や統廃合を含めた公園機能の見直し検討を進めていきます。

図：国分地域の評価グラフ



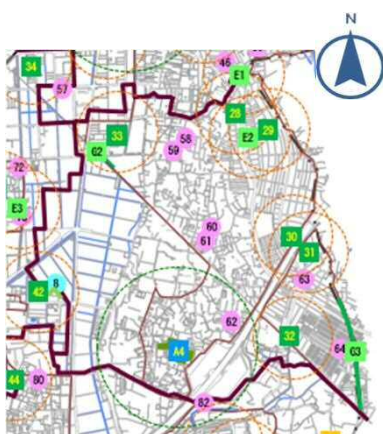
表：国分地域の取り組み(案)

取り組み(案)の計は、1施設で複数の取り組みがあるため公園数と一致していません。

種別	設置数	再整備の取り組み(案)			
		計	リニューアル整備	施設の再整備	機能の分担 統廃合の検討
都市公園	街区公園	8		8	
	近隣公園	1		1	
	風致公園	1		1	
	歴史公園	1			1
	都市緑地	7	9	2	7
	広場公園	1	1		
	小計	19	21	12	8
公共施設緑地	児童遊園	24	29	5	16
	公共空地	2	2		2
	小計	26	31	5	18
計	45	52	17	26	

第5章 公園等整備・運営の検討 5) 大谷地域

5) 大谷地域



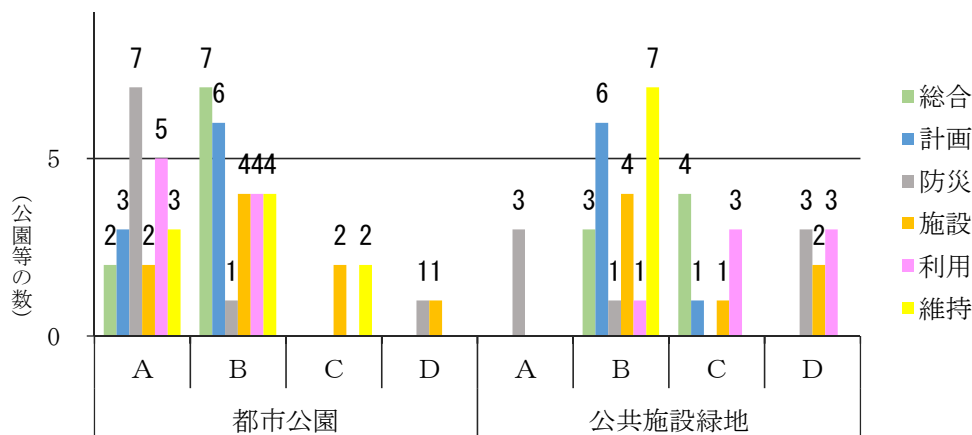
(1) 現状と評価

- 都市公園は、9か所で面積42,961㎡、公共施設緑地は、7か所で面積2,766㎡の状況になっています。
- 街区公園と近隣公園、歴史公園の8か所は、地域防災計画の一時避難場所や広域避難場所などに指定され、防災機能を有しています。
- 児童遊園は、街区公園等の利用圏域空白部分を補うように点在しています。一部の施設では、児童遊園が近接したところにあり、立地に沿った検討を行うことが必要になっています。
- 児童遊園は、4か所が一時避難場所に指定されています。利用は全般的に少ない状況となっていますが、3か所で保育園及び幼稚園などに利用されています。
- 街区公園と児童遊園の草刈りや清掃は、自治会や市民団体により定期的に行われ、街区公園1か所と歴史公園1か所の2か所では、シルバー人材が行っています。

(2) 取り組み(案)

- 街区公園6か所と近隣公園1か所は、施設長寿命化を計画的に実施するとともに、樹木などの維持管理を適正に進めていきます。歴史公園1か所は、文化財と静寂な環境の保全を進めていきます。
- 都市公園の利用圏域外にある児童遊園5か所は、街区公園の補完施設として防災機能を拡充し、利用者ニーズに対応した遊具等公園施設の更新を進めていきます。
- 児童遊園の1か所は、地域防災計画の位置付けがなく小面積で利用が限定されていることから、近接する児童遊園との機能分担や統廃合を含めた公園機能の見直し検討を進めていきます。

図：大谷地域の評価グラフ



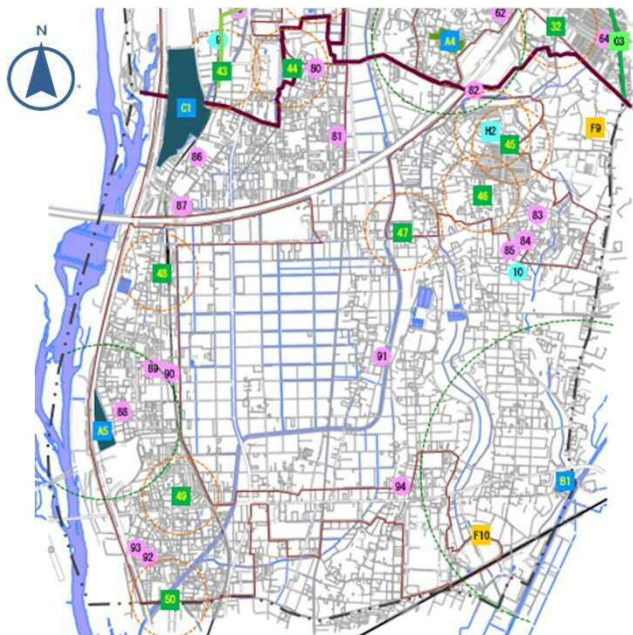
表：大谷地域の取り組み(案)

種別	設置数	再整備の取り組み(案)					
		計	リニューアル整備	施設の再整備	機能の分担	統廃合の検討	
都市公園	街区公園	6	6		5	1	
	近隣公園	1	1		1		
	歴史公園	1	1			1	
	緑道	1	1		1		
	小計	9	9		7	2	
公共施設緑地	児童遊園	7	8		3	4	1
	小計	7	8		3	4	1
計	16	17		10	6	1	

取り組み(案)の計は、1施設で複数の取り組みがあるため公園数と一致していません。

第5章 公園等整備・運営の検討 6) 南部地域

6) 南部地域



(1) 現状と評価

- 都市公園は、13か所で面積249,965㎡、公共施設緑地は、16か所で面積11,133㎡の状況です。
- 街区公園では、6か所が一時避難場所、3か所が応急仮設住宅予定地に指定され、地域の防災機能を有しています。
- 児童遊園では、5か所が一時避難場所に指定され、1か所が雨水調整機能を有しています。利用は、全般的に少ない状況になっていますが、7か所で保育園及び幼稚園などに利用され、1か所が学童施設に利用されています。
- 街区公園と児童遊園の草刈りや清掃は、自治会や市民団体により定期的に行われ、都市緑地1か所と児童遊園1か所は、シルバー人材が行っています。

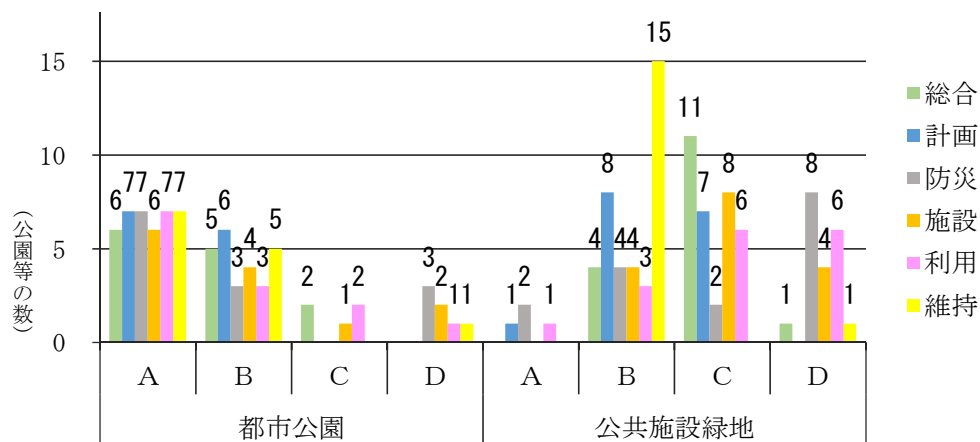
(2) 取り組み(案)

- 街区公園7か所は、施設長寿命化を計画的に実施し、樹木などの維持管理を適正に進めていきます。近隣公園と運動公園は、指定管理者とともに公園施設を適切に管理していきます。
- 地域防災計画の位置付けがなく小面積で僅かな利用の児童遊園1か所は、他用途への利用転換を検討します。児童遊園の2か所は、地域防災計画の位置付けがなく僅かな利用であることから、近隣公園、児童遊園との機能分担や統廃合を含めた公園機能の見直し検討を進めていきます。
- 公共空地1か所は、僅かな利用であることから、他用途への利用転換や統廃合の検討を進めていきます。

表：南部地域の取り組み(案)

種別	設置数	再整備の取り組み(案)				
		計	リニューアル整備	施設の再整備	機能の分担	統廃合の検討
都市公園	街区公園	7	7		7	
	近隣公園	1	1		1	
	地区公園	1	—	—	—	—
	運動公園	1	1		1	
	都市緑地	2	2			2
	広場公園	1	1		1	
	小計	13	12		10	2
公共施設緑地	児童遊園	15	15		5	7
	公共空地	1	2			1
	小計	16	17		5	8
計	29	29		15	10	4

図：南部地域の評価グラフ



取り組み(案)の計は、1施設で複数の取り組みがあるため公園数と一致していません。地区公園は、高座清掃施設組合の本郷ふれあい公園のため取り組み対象から除いています。

第6章 指針の運用と見直し

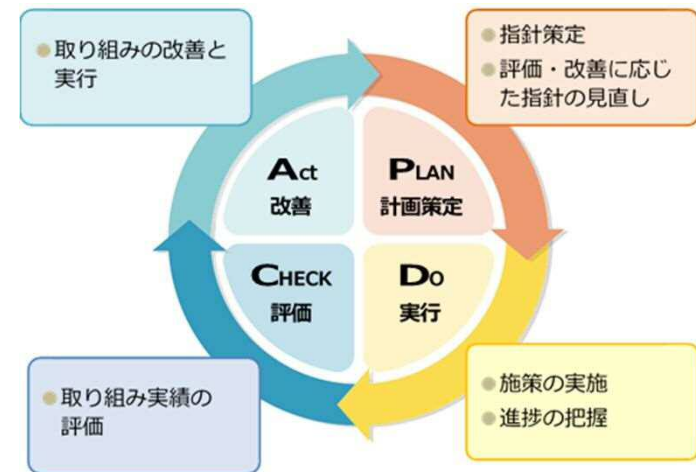
1 指針の運用

- 本指針は、緑の基本計画における公園等の整備・管理保全に関する事項について、実現に向けた取り組みの具体的な方策などを示したものです。
- 再整備の取り組み(案)で示した機能分担や統廃合の検討にあたっては、周辺住民などの意見を聴き進めていくものとします。
- 新たな都市公園の整備により利用圏域内に位置する児童遊園などは、防災機能及び市民利用の状況を考慮し、機能分担などの再整備を進めるものとします。
- 公園等の再整備では、面積規模、防災機能、市民利用の状況などと、近隣にある公園等の利用圏域が重複している状況を考慮して、機能の分担、統廃合の検討を進めるものとします。
- 統廃合の検討にあたっては、市民利用の実態を的確に把握する実地調査を行ったうえで、周辺住民との協議を進めるものとします。

2 指針の見直し

- 本指針は、右に示すPDC Aサイクルに則り、継続的に見直しを図るものとします。
- 都市マスタープラン、緑の基本計画の評価や見直し時期を見据えて、本指針の取り組み状況を把握するとともに、上位計画の改定後に本指針を見直すものとします。
- 歴史的な資源である史跡の活用や市街化区域編入への一般保留区域における新たな公園整備の進捗を捉えて、新規公園の整備及び既存公園等の再整備などを指針の見直しに反映するものとします。
- 宅地開発などにより新しく開設された公園等は、見直し時に取り入れるよう適切に把握するものとします。

図：PDC Aサイクル



海老名市公園等整備・運営の指針 — 概要版 —

策定：令和3(2021)年7月

編集：海老名市 まちづくり部 都市施設公園課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

TEL 046-231-2111（代表） 直通 046-235-9489

ホームページ <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>